

審 1408-K0124
2014年8月20日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会
審判委員会 委員長 上川 徹

フットサルにおけるテクニカルエリアの使用について

これまで、(公財)日本サッカー協会として、「テクニカルエリアではその都度1人のチーム役員のみが戦術的指示を伝えることができ、また特定された通訳の追加的な同行については大会(リーグ)で規定できる」としてきました。

しかしながら、円滑な競技運営のためにサッカーにおいては2014年付け「審1406-K0086号」をもって「競技規則」、「競技規則の解釈と審判員のガイドライン」等に基づき、通訳の追加的な同行を認めないとの考えが示されました。

つきましては、サッカーやフットサルの競技規則の精神に鑑み、フットサルにおいても同様に適用することとし、下記内容をご確認の上、各試合において、これらを遵守いただきますようお願いいたします。

なお、(公財)日本サッカー協会および各地域/都道府県協会にて主催の競技会については、シーズン中のこととは存じますが、参加チームはじめ関係者の皆様へ適宜展開、周知徹底いただきますよう重ねてお願いいたします。

記

テクニカルエリアの使用

- ① テクニカルエリア(以降、「エリア」)に入ることのできる者
 - ・ 大会(リーグ)規定に定められた交代要員数およびチーム役員数の範囲内で、試合前に届けられた者ならびに交代して退いた競技者のみ。
- ② 戦術的指示
 - ・ 「エリア」に入ることのできる者の中から、その都度ただ1人のチーム役員のみが、試合中、「エリア」内において指示を与えることができる。
 - ・ 戦術的指示を与えるチーム役員は、責任ある態度で行動する限り、戦術的指示を行った後であってもベンチに戻る必要はない。

③ エリア外の活動

- ・ エリアに入る者は、試合中、常にエリアの中にとどまっていなければならない。
- ・ エリアに入る者が、スタンド等で試合を分析した後エリアに入ることは認められない。
- ・ 監督やチーム役員は、主審・第2審判が承認した場合、競技者の負傷対応のためフィールドに入ることができる。
- ・ エリアに入る者は、競技者や主審・第2審判の動きを邪魔せず、責任ある態度で行動する限り、ウォームアップのためウォームアップエリアに入ることができる。

④ 態度

- ・ 監督およびその他エリアに入る者は、競技者や主審・第2審判の動きを邪魔しないよう、責任ある態度で行動しなければならない。
- ・ エリアに入る者は、常にベンチや椅子に着席していなければならない(②戦術的指示、③エリア外での活動の場合を除く)。
- ・ 審判員の判定等に異議を唱えることは、認められない。

⑤ 無線通信システム

- ・ 競技場内におけるチーム役員とテクニカルスタッフ間の使用は、認められる。
- ・ 監督や選手を含む、出場停止、退場、または退席処分を受けたチーム役員、テクニカルスタッフの使用は認められない。
- ・ 国内法で使用が認められない通信機器の使用は、認められない。また、映像モニター等、試合の映像をベンチ内で見ることのできる通信機器(PCを含む)の使用は認められない。

以上